会 議 議 事 録

会議名	令和5年度第1回稲敷市総合教育会議		
日時	令和5年12月21日(木)	場所	稲敷市庁舎4階全員協議会室
	午後1時28分から		
出席者	算信太郎市長、山本照夫教育長、髙橋雅之教育長職務代理者、清水美香委員、 糸賀妙子委員、和田和彦委員		
	【事務局】		
	塩畑副市長、水飼行政経営部長、板橋教育部長、荒井秘書政策課長、根本教育政策課長、		
	吉田学務管理課長、山本指導室長、大内秘書政策課課長補佐、奥村教育政策課課長補佐、		
	川崎教育政策課副参事、北山教育政策課係長		
	(記録者) 秘書政策課主幹 長井		
議題	次期教育大綱について		
傍聴人	なし		
事務局 定刻より少し早いですが、皆様お集りになられたようですので、只今から			
	総合教育会議を開催させていただきます。開会にあたり、はじめに筧市長よりご挨拶をお		
	願いいたします。		
₩÷ E	ナロはブタ田の中 - 絞む十処人払方	人業にず川南も	- 1, 4, 4, 4, 1, 1, 2, 1
第市長 本日はご多用の中、稲敷市総合教育会議にご ざいます。また、教育委員の比様には、D.ほと			
	ざいます。また、教育委員の皆様には、日頃より、市の教育行政の推進にご尽力いただいておりますこと、深く感謝を申し上げます。 さて、本市では現在、「第3次稲敷市総合計画」を策定中でございます。和田委員にも審議会委員として、ご参加いただいているところでありまして、こちらに関しましてもまた厚くお礼申し上げたいと思います。 総合計画は、本市のまちづくりの指針となります最上位計画でございます。この総合計画を、市政運営の新たな羅針盤として、時代の潮流を的確に捉え、市民の皆様とともに、幸せを感じられるまちづくりをしていきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。 本日の議題であります教育大綱でございますが、これは、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるもの、となっております。詳細については後程担当から説明させていただきますが、現在市長部局で策定中の第3次稲		
	敷市総合計画、教育委員会で策定中の教育振興基本計画、そして教育大綱の3つを一体的		
に策定することで、これからの稲敷市の教育行政の指針としたいというふうに			旨針としたいというふうに考えており
I	'		

ます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、 私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、本日、出席している事務局職員等を紹介させていただきます。所管をいたしますのが、行政経営部となります。水飼行政経営部長でございます。また、事務局が秘書政策課となります。大内課長補佐でございます。長井主幹でございます。

続きまして、教育委員会となります。板橋教育部長でございます。根本教育政策課長で ございます。吉田学務管理課長でございます。山本指導室長でございます。

次に、教育政策課の職員となります。奥村課長補佐でございます。川崎副参事でございます。北山係長でございます。

最後に、所管課 秘書政策課、課長の荒井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿いまして会議を進めさせていただきます。議事に移らせていただきます。総合教育会議 運営要綱第4条第5項の規程により、会議の議事進行を筧市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

筧市長

それでは、議事進行を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたしま す。

議題1、次期教育大綱について、教育大綱の概要を事務局より説明をお願いいたします。

板橋部長

それでは、議題の(1)、次期教育大綱につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は、「次期教育大綱について」をご覧いただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けられるもので、稲敷市総合計画の重点プロジェクトや政策別計画と連動し、かつ、教育振興基本計画の目標や施策の基本となるものであります。次期教育大綱の計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4か年となっております。中段に、参考として記載しております、大綱に関する文部科学省の考え方の(2)をご覧いただきたいと思いますが、教育振興基本計画その他の計画との関係につきましては、地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられますことから、地方公共団体の長が、総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって、大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。となっております。ここで、茨城県教育大綱の現状につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の方は、参考資料1をご覧下さい。こちらは、茨城県の現在の教育大綱となっております。茨城県では現在、教育大綱、教育振興基本計画、総合計画を総合計画の中の教育、学術及び文化

に関する部分に一本化しております。このことを踏まえまして、本市におきましても、市長が策定する「総合計画」と教育長が策定する「教育振興基本計画」の計画期間を揃え、現在策定を進めているところでございます。本市においても、次期教育大綱は、次期教育振興基本計画の基本理念及び、基本目標等の部分をもって代えることといたしたいと考えております。

参考資料2をご覧いただきたいと思います。教育委員の皆様には、この後開催をいたします、教育委員会定例会におきまして、次期教育振興基本計画の原案をお示ししたいと思いますが、こちらは教育大綱に代わる基本理念や目標などの部分となります。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

筧市長

只今、ご説明をいただきました、議題1につきまして、ご意見等ございましたらお伺い したいと思います。

(特になし)

特にはよろしいですか。ご意見がなければ、教育振興基本計画の「基本理念や目標」をもって教育大綱に代える。ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。それでは、次期教育大綱は次期教育振興基本計画の「基本理念や目標」 とすることといたします。

筧市長

それでは、続きまして、議題2 その他 について。事務局より、何かありますでしょうか。

板橋部長

「その他」ということで、先ほど(1)の方の説明でも触れさせていただいたのですが、この後、開催されます、教育委員会定例会の方で、担当課長より、次期教育振興基本計画の原案の中について、説明をさせていただきます。教育大綱部分にあたります基本理念や目標等について、その中で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

筧市長

只今、事務局より説明をさせていただきました。その件に関しまして、何かご意見等ご ざいますでしょうか。

(意見無し)

よろしいですか。特に無いようでしたら、ここで議事進行の方を終了させていただきた いと思います。スムーズな議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局

本日は、お忙しい中、大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回 稲敷市総合教育会議を終了させていただきます。 お疲れ様でございました。